

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月4日
【会社名】	O a k キャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 品田 耕一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412 - 7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 品田 耕一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,213,486,340円
	(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月4日に提出した有価証券届出書、平成22年7月2日に提出した有価証券届出書の訂正届出書、平成22年8月3日に提出した有価証券届出書の訂正届出書及び平成22年8月6日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、第5回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の基準日である平成22年9月30日が到来し、本新株予約権の発行数等が確定したことに伴い、記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集に関する特別記載事項

3. 潜在株式による希薄化情報等

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

【表紙】

（訂正前）

< 前略 >

[届出の対象とした募集金額]

株主割当 0円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

1,186,077,530円

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

[届出の対象とした募集金額]

株主割当 0円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

1,213,486,340円

< 後略 >

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	21,565,046個(新株予約権1個につき0.25株)
-----	------------------------------

<中略>

7. 本新株予約権の発行数について

本新株予約権の発行数については、当社の基準日現在の発行済株式の総数(ただし、当社が有する当社普通株式の数を除く。)と同一の数とします。なお、当社の平成22年3月31日現在の発行済株式の総数(自己株式173,823株控除後)215,650,464株に本件株式併合の併合比率を乗じた株式数を平成22年9月30日現在の株式数と仮定すると21,565,046個となりますが、基準日は平成22年9月30日であり、それまでに新株予約権の行使及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によって発行済株式の総数(自己株式控除後)が変動するため、実際の数とは異なる可能性があります。

<後略>

(訂正後)

発行数	22,063,388個(新株予約権1個につき0.25株)
-----	------------------------------

<中略>

7. 本新株予約権の発行数についての全文削除

<後略>

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<前略>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,186,077,530円 (注) 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
---------------------------------	---

<後略>

(訂正後)

<前略>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,213,486,340円 (注) 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
---------------------------------	---

<後略>

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,186,077,530	37,000,000	1,149,077,530

(注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額であり、基準日は平成22年9月30日であるため、実際の手取金の額は変動を生ずる可能性があります。さらに、上記金額は、全ての本新株予約権が行使され、かつ行使の結果交付される当社普通株式数に端数が生じないことを前提として計算されたものであり、本新株予約権の全てが行使されるとは限らないこと、行使により交付される当社普通株式数に端数が生じた場合は金銭処理が行われること、及び割り当てられた本新株予約権の一部を行使した新株予約権者は未行使の本新株予約権を放棄したとみなされることから、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

<後略>

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,213,486,340	37,000,000	1,176,486,340

(注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額であり、上記金額は、全ての本新株予約権が行使され、かつ行使の結果交付される当社普通株式数に端数が生じないことを前提として計算されたものであり、本新株予約権の全てが行使されるとは限らないこと、行使により交付される当社普通株式数に端数が生じた場合は金銭処理が行われること、及び割り当てられた本新株予約権の一部を行使した新株予約権者は未行使の本新株予約権を放棄したとみなされることから、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

<後略>

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

新規発行による手取金の具体的な使途及び支出予定時期・金額

本新株予約権の新規発行による手取金の使途につきましては、平成22年12月1日から平成23年11月30日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、営業費用等の運転資金に充当する予定であります。

<当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について>

想定している使途	想定している金額	想定している支出予定時期
営業費用等の運転資金	1,149百万円	平成22年12月～平成23年11月

<後略>

(訂正後)

新規発行による手取金の具体的な使途及び支出予定時期・金額

本新株予約権の新規発行による手取金の使途につきましては、平成22年12月1日から平成23年11月30日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、営業費用等の運転資金に充当する予定であります。

<当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について>

想定している使途	想定している金額	想定している支出予定時期
営業費用等の運転資金	1,176百万円	平成22年12月～平成23年11月

<後略>

第2【売出要項】

【募集に関する特別記載事項】

(訂正前)

<前略>

3. 潜在株式による希薄化情報等

平成22年3月31日現在の当社の発行済株式総数は215,824,287株であり、そのうち当社が保有する自己株式数は173,823株であり、本件株式併合の効力発生後の当社の発行済株式総数は21,582,428株、そのうち当社が保有する自己株式数は17,382株となる見込みです。本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は5,391,261株(注)であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は24.98%(小数第3位四捨五入)となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使し、かつ当該行使により交付を受ける当社株式数に端数が一切生じなかった株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合、本新株予約権の行使の結果、交付する当社普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、あるいは本新株予約権の一部行使の結果、残存予約権を放棄したものとみなされた場合、株主の皆様ご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。

しかしながら、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使に応じた形で当社の財務基盤の強化に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

(注) 当該数値は、平成22年3月31日現在の当社の発行済株式総数215,824,287株から当社の保有する自己株式数173,823株を控除した株式数に本件株式併合における併合比率及び0.25を乗じた結果の理論値であり、実際に発行される株式数とは異なる場合があります。また、基準日は平成22年9月30日のため、発行済株式総数は変動する可能性があります。

(訂正後)

<前略>

3. 潜在株式による希薄化情報等

本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数は5,515,847株となり、平成22年9月30日現在の当社の発行済株式総数22,082,428株に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は24.98%(小数第3位四捨五入)となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使し、かつ当該行使により交付を受ける当社株式数に端数が一切生じなかった株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合、本新株予約権の行使の結果、交付する当社普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、あるいは本新株予約権の一部行使の結果、残存予約権を放棄したものとみなされた場合、株主の皆様ご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。

しかしながら、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使に応じた形で当社の財務基盤の強化に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

(注)の全文削除